

# 福岡県公報

平成十八年十月十六日  
第二千五百九十五号  
増刊 (2)

規則（第七十七号・第七十八号）  
目次

- 福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則（子育て支援課）…………一
- 福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

規則

（子育て支援課）…………五

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。  
平成十八年十月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十七号

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則  
(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の配置及び資格の基準）

第二条 条例第三条に規定する規則で定める職員配置の基準は、次のとおりとする。

一 満一歳に満たない子どもおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない子どもおむね六人につき一人以上、満三歳以上の子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する子ども（以下「短時間利用児」という。）おむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用する子ども（以下「長時間利用児」という。）おむね二十

人につき一人以上、満四歳以上の子どものうち長時間利用児おむね三十人につき一人以上の保育に従事する者を置くものとする。ただし、常時二人を下回ってはならない。

二 満三歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）が担当すること。この場合において、一学級の子どもの数は三十五人以下とする。

三 条例第三条に規定する規則で定める職員資格の基準は、次のとおりとする。

一 満三歳に満たない子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者であること。

二 満三歳以上の子どもの保育に従事する職員は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であること。

三 前項第二号の規定にかかわらず、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とすることが困難である場合は、そのいずれかの資格を有する者とする。この場合において、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる資格を有する者とすること。

一 学級担任 幼稚園の教員免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であつて学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行つている場合に限り、学級担任とすることができる。

二 満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者 保育士の資格を有する者であること。ただし、幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であつて当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行つている場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とことができる。

4 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に發揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者とする。  
 (施設設備の基準)

**第三条** 条例第四条第一項第四号に規定する規則で定める園舎の面積(満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。次項において同じ。)は、次の表に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、次項本文(満二歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては次項本文及び第四項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積

2 条例第四条第一項第四号に規定する保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上とする。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が前項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

3 条例第四条第一項第四号に規定する屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、第一号の基準を満たすときは、第二号の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、第二号の基準を満たすときは、第一号の基準を満たすことを要しない。

一 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。  
 二 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。  
 三 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積

4 条例第四条第一項第四号に規定する乳児室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル以上とする。

5 条例第四条第二項に規定する規則で定める適当な場所は、次に掲げる要件をすべて満たす場所とする。

- 一 子どもが安全に利用できる場所であること。
- 二 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- 三 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- 四 第三項の規定による屋外遊戯場の面積を有する場所であること。

6 条例第四条第三項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 受託業者が、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- 四 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事の提供ができること。

(教育及び保育の内容)  
第四条 条例第五条に規定する規則で定める指針は、保育所保育指針について（平成十一年十月二十九日児発第七百九十九号厚生省児童家庭局長通知）に定める保育所保育指針とする。

事項	内容
一 教育及び保育の基本及び目標	<p>認定こども園における教育及び保育は、零歳から就学前までのすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第七十八条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されること。</p> <p>このため、認定こども園は、次のイからハまでに掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されようとして展開されること。</p> <p>イ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。</p> <p>ロ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようによること。</p> <p>ハ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようによること。</p> <p>ニ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようによること。</p> <p>ホ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようによること。</p> <p>ヘ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること。</p> <p>認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及</p>

三 教育及び保育の計画並びに指導計画	二 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
<p>認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえ、園として目指すべき目標及び理念や運営の方針を明確にすること。また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次のイからニまでに掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育にかかる全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。</p> <p>イ 短時間利用児と長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。</p> <p>ロ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。</p>	<p>び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにすること。</p> <p>イ 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により、集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。</p> <p>ロ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。</p> <p>ハ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。</p> <p>ニ 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。</p>

五 日々の教育及び保育の指導における留意点	<p>四 環境の構成</p> <p>ハ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動とともに、満三歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくこと。</p> <p>二 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。</p> <p>イ 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次のイからニまでに掲げる点に留意すること。</p> <p>イ 満三歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳に満たない子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上のお子様による交流等が図られるよう工夫すること。</p> <p>ロ 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満三歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊び場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。</p> <p>ハ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を發揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。</p> <p>二 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとの教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。</p> <p>認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のイからチまでに掲げる点に留意すること。</p>
-----------------------	---

チ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握す	<p>イ 零歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。</p> <p>ロ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳に満たない子どもについてでは、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもが集団生活への凹凸な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。</p> <p>ハ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動搖を与えないようにする等の配慮を行うこと。</p> <p>二 共通利用時間においては、同年代の子どもの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。</p> <p>ホ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。</p> <p>ヘ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p> <p>ト 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮をする子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。</p>
---	--

<p><b>第五条</b> 条例第六条に規定する規則で定める留意事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。</p> <p>二 教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保すること。</p> <p>三 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること</p> <p>四 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含</p>	<p><b>第六条</b> 小学校教育との連携</p> <p>認定こども園は、次のイからハまでに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図ること。</p> <p>イ 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。</p> <p>ロ 小学校教育との連携及び接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。</p> <p>ハ 指導要録の抄本及び写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。</p>
--	---

るとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにする」と。また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけではなく、地域社会における家庭や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。

**第五条** 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に發揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(子育て支援の基準)

め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、及び実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

## 福岡県規則第七十八号

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

平成十八年十月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

### 三 法律施行細則

(趣旨)

**第一条** この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。)及び福岡県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年福岡県条例第五十四号)に定めるもののか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

**第二条** 法第四条第一項の規定による認定の申請は、様式第一号により行わなければならぬ。

(認定の有効期間の更新)

**第三条** 法第五条第二項の認定の有効期間の更新の申請は、様式第二号により行わなければならない。

(変更の届出等)

**第四条** 法第七条第一項の規定による変更の届出は、様式第三号により行わなければならない。

2 省令第六条第一号の都道府県知事が定める数は、法第四条第一項第三号に規定する乳児及び幼児の数並びに同項第四号に規定する子どもの数の十分の一とする。

3 省令第六条第二号の都道府県知事が定める変更は、保育に従事する者の増加に係る変更及び保育に従事しない者の増減に係る変更とする。

(報告の方法)

**第五条** 法第八条第一項の規定による報告は、毎年度終了後一月以内に、様式第四号により行わなければならない。

(認定通知書等の様式)

**第六条** 次の各号に掲げる認定通知書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第三条第一項又は第二項の規定による認定こども園の認定通知書 様式第五号
- 二 法第三条第一項又は第二項の規定による認定こども園の不認定通知書 様式第六号

三 法第十条第一項の規定による認定こども園の認定取消通知書 様式第七号

四 法第十一条第一項の規定による認定こども園の認定(取消)に係る協議書 様式

第八号

(補則)

**第七条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

## 認定こども園の認定申請書

年 月 日

福岡県知事殿

住所（法人にあっては、  
 申請者 主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあっては、  
 名称及び代表者の氏名）印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

認定を受ける施設の種別	幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設		
施設の設置者	氏名又は名称		
	住所		
	法人の代表者の氏名		
施設の名称及び所在地	名称		
	所在地		
認定こども園の名称			
認定こども園の長となるべき者の氏名			
事業開始予定期日			
定員		児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける子どもの数	児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける子ども以外の子どもの数
	満3歳以上	人	人
	満3歳未満	人	人

教育及び保育の目標及び主な内容	【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】
	【教育及び保育のねらい】
	【教育及び保育の内容の概要】
	【開園日数・時間】
	年間開園日数 日
	平日
	土曜日
	日曜日・祝日
	その他
	休園日
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第2条に掲げる事業から選択すること。
添付書類（様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。）	
①事業計画書（別添第1号）、②指導計画書（別添第2号）、③給食提供計画書（別添第3号）、④子育て支援事業計画書（別添第4号）、⑤敷地の平面図並びに建物・設備の平面図、立面図及び部屋別面積表（別添第5号）、⑥施設が離れている場合には、施設と施設の行き来が分かる経路図、⑦建物の検査済証又は検査調書の写し（新築、改築を伴う場合のみ）、⑧職員の研修計画表（別添第6号）、⑨子育て支援事業に係る市町村の意見書（保育所型認定こども園の申請の場合は保育の実施に対する需要の状況に関する市町村の意見書も必要）、⑩保険加入証等の写し、⑪設置主体の収支予算書及び土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書、⑫保護者、職員、地域等に対する事前説明の状況（説明会の開催日、出席者数、説明内容、質疑の概要等）、⑬法人の場合にあっては、本件申請に係る意思決定の内容が確認できる理事会の議事録	

(別添第1号)

施設名	
-----	--

## 認定こども園事業計画書

## 1 職員の状況

職名	氏名	年齢	資格の種類、取得年月日及び番号	勤務形態

注1 採用予定の職員も記入すること。

2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

## 2 認定こども園の組織図

## 3 情報の開示

(1) 開示する情報の種類

(2) 開示の方法

## 4 入園する子どもの公正な選考方法

## 5 特別な配慮が必要な子どもの受け入れについての配慮

## 6 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生（換気、採光、保温など）

(5) 健康診断

(6) 感染症等への対応

## 7 自己評価及び外部評価

評価の実施予定	自己評価	・	外部評価
評価結果の活用方法			

## 8 苦情解決の担当者

苦情受付担当者職氏名	
苦情解決責任者職氏名	

## 9 利用料

年齢	短時間利用児	長時間利用児	備考
歳			
歳			
歳			
歳			
歳			
歳			

※① 上記料金の記載に当たり、当様式により難い場合は、関係資料を添付すること。

② 保育料以外に負担金等を徴収する予定がある場合にも、関係資料を添付すること。

③ 私立認定保育所の場合にあっては、市町村の保育料が分かる資料を添付するとともに、保育料設定に当たっての考え方を添付すること（様式は自由）。

(別添第2号)

施設名

## 認定こども園指導計画書

## 1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	<p>【6か月未満児】</p> <p>【6か月から1歳3か月未満児】</p> <p>【1歳3か月から2歳未満児】</p> <p>【2歳児】</p> <p>【3歳児】</p> <p>【4歳児】</p> <p>【5歳児】</p>
認定こども園に固有の事情として配慮を行うこと	
施設の特徴・工夫している点	

## 2 年間行事予定

月	行事予定	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

## 3 子どもの1日の活動内容

時刻 曜日	7:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	20:00
月							
火							
水							
木							
金							
土							
日							

## 4 クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員						
組名						
職員配置						
職員資格	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

## 5 環境の構成

各年齢ごとの留意点	【6か月末満児】
	【6か月から1歳3か月末満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

## 6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
特別な配慮を要する子どもの指導	
施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

## 7 小学校教育との連携

(別添第3号)

施設名	
-----	--

## 認定こども園における給食提供計画書

## 1 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間						

## 2 調理設備

## 3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

## 4 調理業務従事者

## (1) 人数

## (2) 衛生管理の取組み

## 5 食事計画の作成にあたって工夫した点

## 6 食育の取組み

## 7 アレルギー等への配慮

## 8 離乳食への配慮

(別添第3号の2)

施設名	
-----	--

## 認定こども園における給食提供計画書（外部搬入）

## 1 調理設備の内容

## 2 施設の体制

(1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

(2) 献立表の事前確認者

(3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者

(4) 検食実施者

(5) 子どもの嗜好調査の実施者

## 3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について栄養士による指導を受けられる体制の状況	

## 4 受託業者の適否

(1) 栄養士の配置状況

## (2) 調理業務従事者

	氏名	資格	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

## (3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定

## (4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

## 5 給食の実施予定

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間						

## 6 アレルギー等への配慮

## 7 食育の取組み

(別添第4号)

施設名

## 認定こども園における子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	【内容】
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)
	【対象】
	【実施日数及び実施時間】
	【職員の状況】
【利用料】	

(別添第5号)

施設名

## 部屋別面積表

## 便所 職員用 個

兒童用 大 個 小 個 乳兒用 個



(別添第6号)

施設名	
-----	--

## 認定こども園における研修計画書

	研修実施予定	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

## 様式2号（第3条関係）

## 認定こども園認定の有効期間更新申請書

第 年 月 日 号

福岡県県知事 殿

申請者 住所（法人にあっては、  
主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名）

施設の名称 及び所在地	名称		
	所在地		
既に受けた認定の年月日	年	月	日
既に受けた認定の期間	年	月	日から 年 月 日まで
更新を希望する期間	年	月	日から 年 月 日まで

## 添付書類

- (1) 施設の入所人数の状況が分かる書面  
(2) 保育の実施に対する需要の状況に関する市町村の意見書

様式第3号（第4条関係）

認定こども園に係る変更届出書

年 月 日

福岡県知事殿

施設設置者 団

年 月 日 第 号で認定を受けた事項について、次のとおり変更しますので、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

添付書類（変更内容が確認できる書類を添付すること。）

様式第4号（第5条関係）

## 認定こども園の運営状況報告書

年 月 日

福岡県知事殿

施設設置者名印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた施設の運営の状況について、次のとおり報告します。

施設の設置者	氏名又は名称		
	住所		
	法人の代表者の氏名		
施設の名称及び所在地	名称		
	所在地		
認定こども園の名称			
報告年月日の前日において保育している子どもの数		児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける子どもの数	児童福祉法第39条第1項に規定する保育に欠ける子どもの数
	満3歳以上	人	人
	満3歳未満	人	人

添付書類（様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。）

- (1) 事業報告書（別添第1号）
- (2) 指導報告書（別添第2号）
- (3) 給食提供報告書（別添第3号）
- (4) 子育て支援事業報告書（別添第4号）
- (5) 職員の研修報告書（別添第5号）

(別添第1号)

施設名	
-----	--

## 認定こども園事業報告書

## 2 職員の状況

職名	氏名	年齢	資格の種類、取得年月日及び番号	勤務形態

注1 年度終了日の状況を記入すること。

2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

## 2 認定こども園の組織図

## 3 情報の開示

(1) 開示した情報の種類

(2) 開示の方法

## 4 入園する子どもの公正な選考方法

選考の実施の有無	有	・	無
選考の方法			

## 5 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

## 6 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生（換気、採光、保温など）

(5) 健康診断

(6) 感染症等への対応

## 7 自己評価及び外部評価

行った評価の種類	自己評価	外部評価
評価結果の活用方法		

## 8 苦情解決

苦情の数	受け付けた件数
	解決済みの件数
	未解決の件数
苦情の主な内容	

## 9 利用料

年齢	短時間利用児	長時間利用児	備考
歳			
歳			
歳			
歳			
歳			
歳			

※① 上記料金の記載に当たり、当様式により難い場合は、関係資料を添付すること。

② 保育料以外に負担金等を徴収した場合は、関係資料を添付すること。

(別添第2号)

施設名

## 認定こども園指導報告書

## 1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	<p>【6か月未満児】</p> <p>【6か月から1歳3か月未満児】</p> <p>【1歳3か月から2歳未満児】</p> <p>【2歳児】</p> <p>【3歳児】</p> <p>【4歳児】</p> <p>【5歳児】</p>
認定こども園に固有の事情として配慮を行ったこと	
施設の特徴・工夫した点	

## 2 年間行事実績

月	行事名	参加者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

## 3 子どもの1日の活動内容

時刻 曜日	7:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	20:00
月							
火							
水							
木							
金							
土							
日							

## 4 クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員						
組名						
職員配置						
職員資格	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

## 5 環境の構成

各年齢ごとの留意点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

## 6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
特別な配慮を要する子どもの指導	
施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

## 7 小学校教育との連携

(別添第3号)

施設名	
-----	--

## 認定こども園における給食提供報告書

## 1 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間						

## 2 調理設備

## 3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

## 4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取組み

## 5 食事計画の作成にあたって工夫した点

## 6 食育の取組み

## 7 アレルギー等への配慮

## 8 離乳食への配慮

※献立表を添付すること。

(別添第3号の2)

施設名

## 認定こども園における給食提供報告書（外部搬入）

## 1 調理設備の内容

## 2 施設の体制

(1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者

(4) 献立表の事前確認者

(5) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者

(4) 検食実施者

(5) 子どもの嗜好調査の実施者

## 3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について栄養士による指導を受けた体制の状況	

## 4 受託業者の適否

(3) 栄養士の配置状況

## (4) 調理業務従事者

	氏名	年齢	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

## (3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施状況

## (4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施状況

## 5 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間						

## 6 アレルギー等への配慮

## 7 食育の取組み

※献立表を添付すること。

(別添第4号)

施設名

## 認定こども園における子育て支援事業報告書

事業名													
事業概要	【内容】												
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)												
	【年間延べ利用人数】												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	【実施日数及び実施時間】												
【職員の状況】													
【利用料】													

(別添第5号)

施設名

## 認定こども園における研修報告書

	実施した研修	参加者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

様式第5号（第6条関係）

## 認定こども園の認定通知書

文 書 番 号  
年 月 日

申 請 者 殿

福岡県知事印

年 月 日付けで申請の<施設名>は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第 項に掲げる要件に適合している旨認定します。

施設の名称及び所在地	
認定こども園の名称	
※認定の有効期間	

※ 認定の有効期間は、保育所型認定こども園の認定を行う場合のみ記載する。

様式第6号（第6条関係）

## 認定こども園の不認定通知書

文 書 番 号  
年 月 日

施設設置者 殿

福岡県知事 団

年 月 日付けで申請の<施設名>は、次の理由により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第 項に掲げる要件に適合している旨の認定はできません。

施設の名称及び所在地	
認定を行わない理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日（福岡県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する福岡県知事の決定があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第7号（第6条関係）

## 認定こども園の認定取消通知書

文 書 番 号  
年 月 日

施設設置者殿

福岡県知事印

年 月 日 号で認定の＜施設名＞は、次の理由により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項に基づき認定こども園の認定を取り消します。

施設の名称及び所在地	
認定こども園の名称	
認定を取り消す理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日（福岡県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する福岡県知事の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第8号（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

殿

福岡県知事印

## 認定こども園の認定（取消）に係る協議書

次の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定（第10条第1項の認定の取消し）を行うことについて、同法第11条第1項の規定に基づき、協議します。

施設名		
施設の概要	設置者	
	代表者の氏名	
	施設の所在地	
認定の取消を行おうとする理由		

## 添付書類

- 1 認定申請書（写）
- 2 監査調書（写）

※ 添付書類は、認定・認定取消しを行う場合に必要な書類を添付すること。

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
九福岡市  
チ博多区  
| 東比  
エ惠二丁目  
ツ株式会社  
一社号

定価  
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)